

八幡平市 に 物品の買入れ等競争入札参加資格を申請する方へ

1 欠格要件

次の欠格要件に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 八幡平市物品の買入れ等競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則（平成25年八幡平市規則第1号）第11条第1項の規定により資格を取り消された者で、その取消処分の間を経過しない者
- (3) 申請しようとする営業品目に関し、法律上必要とされる登録又は資格を有していない者
- (4) 申請しようとする営業品目について、直前の事業（営業）年度の実績高（別紙「営業品目一覧表」の大分類に示す項目ごとの実績高）を有していない者（財産等売払いを除く）
- (5) 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者
- (7) 八幡平市暴力団排除条例（平成25年八幡平市条例第16号）第2条第2号から第5号の規定に該当する者
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）への加入義務があるにも関わらず未加入の者

2 資格審査の結果及び資格の有効期間

(1) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和9年3月下旬に競争入札参加資格者名簿を八幡平市公式ホームページで公表します（審査結果の個別通知は行いません）。その際、入札参加資格が認定された方の以下の情報を当該名簿に掲載しますので、予めご了承ください。

- ・商号又は名称
- ・所在地及び住所区分
- ・営業品目（大分類・中分類）

(2) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間です。

受付期間内に資格審査申請をしない場合や、記載内容の不備により受理が出来なかった場合は、次回の受付まで申請できません（次回申請受付は1年後を予定）。

3 受付する営業品目

受付する営業品目は、別紙「営業品目一覧表」のとおりとなります。

希望分類の選択の際、該当する分類名がない場合は、一番近いと思われる分類を選択してください。

また、表の右側に関係する許可、認可等を例示していますが、記載されていなくても資格、許可等が必要な場合は、その写しを提出してください。